

政令第七十八号

地域再生法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、地域再生法の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十八号）の施行に伴い、並びに地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項第五号ロ、第十七条の七第四項、第十七条の八第八項、第十七条の十、第十七条の十四第一項及び第十七条の十六第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（地域再生法施行令の一部改正）

第一条 地域再生法施行令（平成十七年政令第五百十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号ロ中「次条」を「次条第一項」に改める。

第五条の見出し中「の地域」を「の地域等」に改め、同条中「第五条第四項第五号」を「第五条第四項第五号イ」に、「平成二十七年八月一日」を「平成三十年四月一日」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第五条第四項第五号ロの政令で定める地域は、平成三十年四月一日における前項第一号に掲げる区域とする。

第六条中「第五条第四項第六号」を「第五条第四項第八号」に、「第十四条第一号」を「第十九条第一

号」に改める。

第七条中「第五条第四項第九号」を「第五条第四項第十一号」に改める。

第十五条を第二十条とする。

第十四条中「第十七条の八第二項第三号」を「第十七条の十八第二項第三号」に改め、同条を第十九条とする。

第十三条中「第十七条の八第二項第一号」を「第十七条の十八第二項第一号」に改め、同条第一号中「第十七条の八第一項第一号」を「第十七条の十八第一項第一号」に改め、同号イ中「第十七条の七第一項」を「第十七条の十七第一項」に、「第十七条の七第三項第二号」を「第十七条の十七第三項第二号」に改め、同条第二号中「第十七条の八第一項第二号」を「第十七条の十八第一項第二号」に改め、同条を第十八条とする。

第十二条中「第十七条の八第一項第二号」を「第十七条の十八第一項第二号」に改め、同条第一号中「(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一号に規定する建築物をいう。次条において同じ。)」を削り、「同条第二号」を「次条第二号」に改め、同条第三号中「第五条第四項第六号」を「第五

条第四項第八号」に改め、同条を第十七条とする。

第十一条の次に次の五条を加える。

（来訪者等の利便の増進に寄与する施設又は物件）

第十二条 法第十七条の七第四項の政令で定める施設又は物件は、次に掲げるものとする。

一 自転車駐車場で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

二 観光案内所

三 路線バス（主として一の市町村の区域内において運行するものに限る。）の停留所のベンチ又は上家

四 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第七条第一項第六号に掲げる仮設工作物

（負担金及び延滞金の収納の委託）

第十三条 認定市町村（法第十七条の七第一項に規定する認定市町村をいう。以下この条において同じ。

）は、法第十七条の八第一項の負担金（以下この条において単に「負担金」という。）及び同条第四項の延滞金（以下この条において単に「延滞金」という。）の収納の事務を私人に委託したときは、その

旨を告示し、かつ、受益事業者（法第十七条の七第三項に規定する受益事業者をいう。）の見やすい方法により公表しなければならない。

2 法第十七条の八第八項の規定により負担金及び延滞金の収納の事務の委託を受けた者は、認定市町村の規則の定めるところにより、その収納した負担金及び延滞金を、その内容を示す計算書を添えて、当該認定市町村又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十八条に規定する当該認定市町村の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。

3 法第十七条の八第八項の規定により負担金及び延滞金の収納の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、認定市町村は、当該委託に係る負担金及び延滞金の収納の事務について検査することができる。

（来訪者等の利便の増進に寄与する施設又は物件に関する技術的基準）

第十四条 法第十七条の十の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

一 法第十七条の七第四項の施設又は物件（以下この条において「来訪者等利便増進施設」という。）

の外観及び配置は、できる限り都市公園の風致及び美観その他都市公園としての機能を害しないものとする。

二 地上に設ける来訪者等利便増進施設の構造は、倒壊、落下その他の事由による危険を防止する措置を講ずることその他の公園施設（都市公園法第二条第二項に規定する公園施設をいう。以下この条において同じ。）の保全又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないものとする。

三 地下に設ける来訪者等利便増進施設の構造は、堅固で耐久力を有するとともに、公園施設の保全、他の占用物件（都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第十三条第一号に規定する占用物件をいう。）の構造又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないものとする。

四 来訪者等利便増進施設のうち、第十二条第一号に掲げる自転車駐車場にあってはその敷地面積が三十平方メートル以内、同条第二号に掲げる観光案内所にあつてはその建築面積が五十平方メートル以内、同条第三号に掲げる停留所の上家にあつてはその建築面積が二十平方メートル以内であること。

五 来訪者等利便増進施設の占用に関する工事は、次に掲げるところによること。

イ 当該工事によつて公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないようできる限り必要な措置を講ずる

こと。

ロ 工事現場には、柵又は覆いを設け、夜間は赤色灯をつけ、その他公衆の都市公園の利用に伴う危険を防止するため必要な措置を講ずること。

ハ 工事の時期は、公園施設に関する工事又は他の占用に関する工事の時期を勘案して適当な時期とし、かつ、公衆の都市公園の利用に著しく支障を及ぼさない時期とすること。

(使用及び収益を目的とする権利)

第十五条 法第十七条の十四第一項の政令で定める使用及び収益を目的とする権利は、当該商店街活性化促進区域（法第五条第四項第七号に規定する商店街活性化促進区域をいう。）内の建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。）又は土地に関する対抗要件を備えた地上権及び賃借権とする。

(商店街活性化促進事業関連保証に係る保険料率)

第十六条 法第十七条の十六第三項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間（中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第二条第一項に規定する借入れの期間をいう。）一年につき

、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険及び同法第三条の二第一項に規定する無担保保険にあつては〇・四一パーセント（手形割引等特殊保証（同令第二条第一項に規定する手形割引等特殊保証をいう。以下この条において同じ。）及び当座貸越し特殊保証（同令第二条第一項に規定する当座貸越し特殊保証をいう。以下この条において同じ。）の場合は、〇・三五パーセント）、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険にあつては〇・一九パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・一五パーセント）とする。

（農業委員会等に関する法律施行令の一部改正）

第二条 農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三号イ中「第十七条の七第二項」を「第十七条の十七第二項」に改め、同号ロ中「第十七条の二十六第二項」を「第十七条の三十六第二項」に改める。

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

第三条 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三十三号の二中「第十七条の八第一項」を「第十七条の十八第一項」に改める。

## 附 則

この政令は、公布の日から施行する。